



令和 7 年 2 月 19 日 開会

令和 7 年 2 月 19 日 閉会

令和 7 年 2 月 定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和7年2月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	6
監査結果報告一覧表……………	7
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	8
出席した説明員……………	8
出席した書記……………	8
開 会 宣 言……………	9
広域連合長あいさつ……………	9
報 告……………	10
日程第1 議席の指定について……………	11
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	11
日程第3 会期の決定について……………	11
日程第4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙……………	11
日程第5 一般質問……………	12
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	12
事務局長 門田 和宏君……………	14
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	17
事務局長 門田 和宏君……………	17
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	18
事務局長 門田 和宏君……………	18
日程第6 承第1号議案……………	19
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）……………	19
事務局長 門田 和宏君（提案説明）……………	19
採 決……………	19
日程第7 甲第1号・甲第2号議案……………	20
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）……………	20
事務局長 門田 和宏君（提案説明）……………	20
採 決……………	21
日程第8 甲第3号・甲第4号議案……………	22
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）……………	22
事務局長 門田 和宏君（提案説明）……………	22
・ 7 番 田中 のぞみ君……………	24
採 決……………	25
日程第9 甲第5号議案……………	26

広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）	2 6
採 決	2 6
日程第 1 0 甲第 6 号議案	2 7
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）	2 7
採 決	2 7
日程第 1 1 甲第 7 号議案	2 8
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）	2 8
採 決	2 8
日程第 1 2 甲第 8 号議案	2 9
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）	2 9
採 決	2 9
日程第 1 3 甲第 9 号議案	3 0
広域連合長 栗山 康彦君（提案説明）	3 0
採 決	3 0
日程第 1 4 乙第 1 号議案	3 0
・ 6 番 秋久 憲司君（提案説明）	3 1
採 決	3 1
閉 会 宣 言	3 1
一般質問発言通告一覧表	3 2
会議録署名議員	3 3

岡 広 議 第 6 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議 長 田 口 裕 士

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 2 月定例会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長から岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 2 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 2 号
令和 7 年 1 月 3 0 日

令和 7 年 2 月 1 9 日（水曜日）、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 2 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 栗 山 康 彦

岡 広 総 第 4 5 号
令 和 7 年 1 月 3 0 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長
田 口 裕 士 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 栗 山 康 彦

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和7年2月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- | | |
|--------|--|
| 承第1号議案 | 専決処分の承認について
(岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例) |
| 甲第1号議案 | 令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
について |
| 甲第2号議案 | 令和6年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算(第2号)について |
| 甲第3号議案 | 令和7年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について |
| 甲第4号議案 | 令和7年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
予算について |
| 甲第5号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例の制定について |
| 甲第6号議案 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について |
| 甲第7号議案 | 第4次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について |
| 甲第8号議案 | 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県
市町村総合事務組合規約の変更について |

岡 広 総 第 4 9 号
令 和 7 年 2 月 1 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長
田 口 裕 士 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 栗 山 康 彦

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和7年2月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

記

甲第9号議案 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

令和7年2月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月19日	(水)	午前10時00分	全員協議会	
		全員協議会終了後	本 会 議	・議席の指定について ・会議録署名議員の指名について ・会期の決定について ・岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙 ・一般質問 ・議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

令和 7 年 2 月 定例会議事日程

令和 7 年 2 月 1 9 日（水） 全員協議会終了後開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件	
第 1	議席の指定について	
第 2	会議録署名議員の指名について	
第 3	会期の決定について	
第 4	岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙	
第 5	一 般 質 問	
第 6	承第 1 号	専決処分の承認について（岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）
第 7	甲第 1 号議案	令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
	甲第 2 号議案	令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について （上程・採決）
第 8	甲第 3 号議案	令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
	甲第 4 号議案	令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について （上程・採決）
第 9	甲第 5 号議案	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）
第 10	甲第 6 号議案	岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）
第 11	甲第 7 号議案	第 4 次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について （上程・採決）
第 12	甲第 8 号議案	岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の変更について （上程・採決）
第 13	甲第 9 号議案	岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について （上程・採決）
第 14	乙第 1 号議案	岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について （上程・採決）

本日の会議に付した事件

議 事 日 程 と 同 じ

監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	R6. 8. 26	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和6年 6月分例月出納検査結果報告
2	R6. 10. 30	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和6年 7月分例月出納検査結果報告
3	R6. 10. 30	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和6年 8月分例月出納検査結果報告
4	R6. 12. 24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和6年 9月分例月出納検査結果報告
5	R6. 12. 24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和6年 10月分例月出納検査結果報告
6	R7. 2. 10	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計令和6年 11月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	西 山 宗 弘	出席		10	大 森 雅 夫	欠席	
2	古 田 敬 司	欠席		11	吉 村 武 司	〃	
3	杉 本 泰 治	出席		12	太 田 昇	〃	
4				13	小 倉 博 俊	〃	
5	岡 崎 亨 一	出席		14	友 實 武 則	〃	
6	秋 久 憲 司	〃		15	山 本 雅 則	出席	
7	田 中 のぞみ	〃		16	水 嶋 淳 治	〃	
8	原 章 倫	〃		17	田 口 裕 士	〃	
9	青 木 秀 樹	〃		18	武 久 顕 也	欠席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	栗 山 康 彦	業 務 課 長	河 本 美和子
副広域連合長	山 崎 親 男	業務課保健事業・医療費適正化推進室長	藤 原 泰 代
事 務 局 長	門 田 和 宏	業務課給付係長	浅 沼 布佐子
		業務課資格賦課係長	柳 澤 裕 之

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書 記 長	清 水 宏 通	書 記	三 宅 秀 生
書 記	掛 谷 英 明		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

午前 10 時 02 分 開会

開会宣言

○議長（田口 裕士君）

それでは引き続き、本会議を開会いたします。

本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 2 月定例会が招集されましたところ、皆様には御多用のところ御参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10 人であります。

古田議員、大森議員、吉村議員、太田議員、友實議員、武久議員、小倉議員からは欠席届が出ております。

これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 2 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（田口 裕士君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

本日は、2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、議長にお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、令和 6 年 11 月 27 日付で広域連合長に就任いたしました浅口市長の栗山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、当広域連合の現状について申し上げます。

令和 4 年以降、団塊の世代の方々が順次 75 歳に到達し、その結果、被保険者数は年間約 1 万人のペースで増加し、令和 6 年 12 月末時点で 32 万 9,660 人となりました。制度創設時の平成 20 年 4 月末時点と比較すると、約 9 万 2,000 人、率にして約 4 割増加いたしております。団塊の世代の方々が全員、後期高齢者となって迎えた令和 7 年ですが、今後も被保険者数の増加は当面続くと見込まれます。1 人当たり医療費も増加傾向にあることから、医療保険制度の運営は一段と厳しさを増すことが懸念されます。

こうした中で、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、様々な制度改正が行われており、その一環として、全ての世代の保険料負担の軽減を図り、負担能力に応じた負担とする観点から、高額医療費の自己負担限度額を見直し、本年 8 月から段階的に引き上げることが決定されました。

また、今年度はマイナンバー法等改正法が去る 12 月 2 日に施行され、従来の被保険者証の新規発行を終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証を基

本とする仕組みに移行しました。後期高齢者については、本年7月末までの暫定措置として、マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、有効な被保険者証を保有しない全ての方に、申請によらず職権で資格確認書を交付することとしており、混乱は生じておりません。

なお、発行済みの被保険者証または資格確認書の有効期限が切れる本年8月以降は、マイナ保険証の登録のない方を対象に、申請によらず職権で資格確認書を交付することとしており、適切な運用に向けて準備を進めているところであります。

以上、申し上げた点も含め、後期高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう、市町村など関係機関と連携しながら安定した制度運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本日の定例会において執行部からお諮りする案件は、予算案件が4件、条例改正が3件など、合計10件でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

報 告

○議長（田口 裕士君）

この際、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2の第3項の規定に基づく、令和6年6月分から11月分までの例月現金出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

日程第1 議席の指定について

○議長（田口 裕士君）

日程第1、「議席の指定について」を議題とします。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました西山宗弘議員の議席を1番に、山本雅則議員の議席を15番に指定いたします。

議席一覧表

1	西 山 宗 弘	1 0	大 森 雅 夫
2	古 田 敬 司	1 1	吉 村 武 司
3	杉 本 泰 治	1 2	太 田 昇
4	欠 員	1 3	小 倉 博 俊
5	岡 崎 亨 一	1 4	友 實 武 則
6	秋 久 憲 司	1 5	山 本 雅 則
7	田 中 のぞみ	1 6	水 嶋 淳 治

8	原 章 倫	1 7	田 口 裕 士
9	青 木 秀 樹	1 8	武 久 顕 也

日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（田口 裕士君）

日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、16 番、水嶋議員、1 番、西山議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定について

○議長（田口 裕士君）

日程第 3、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 4 岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙

○議長（田口 裕士君）

日程第 4、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙」を議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

指名の方法については、議長の私より指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、議長の私より指名することに決定いたしました。

副議長に古田議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました古田敬司議員を副議長の当選人と定めることに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、古田敬司議員が副議長に当選されました。

本日、古田敬司議員は公務の都合で御欠席ですが、選出された場合は副議長の職をお受けいただける旨、御本人より伺っております。古田議員には、別途、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選人の告知を行うこととします。

以上で岡山県後期高齢者医療広域連合議会副議長選挙を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（田口 裕士君）

日程第 5、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次、発言を許可いたします。

7 番、田中議員。

○7 番（田中 のぞみ君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

議席番号 7 番の岡山市議会の田中です。

では、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

大きく 3 点、質問させていただきます。

1 番、マイナ保険証について。

12 月 2 日から紙の保険証の発行を廃止し、マイナンバーカードを基本とする運用に変わりました。先ほど混乱はないとのことでしたが、2 か月経過してお伺いしたいと思います。マイナ保険証の登録率、利用率については、どのような状況、傾向にあるのでしょうか。医療機関や利用者からは、どのような声があるのか把握されていますでしょうか。また、今後把握していく予定はありますか。

2 番、75 歳以上である後期高齢者にとっては、特にデジタル保険証のハードルは高いと感じています。マイナンバーカードは持っていますが、保険証の登録をしているかどうか不確かな方もおられます。また、障害があったり認知症や要介護の方が受診する際、第三者がマイナンバーカードを預かる難しさ、定期的な更新手続や管理が難しいことも指摘されてきました。そこで、お伺いします。マイナ保険証の登録をしている方でも、希望する方には紙の保険証、資格確認書を送付できないのでしょうか。障害者、要介護等の要配慮者の場合はどうでしょうか。保険証登録の解除の手続も始まっていますが、資格情報等のお知らせを送付する際に相談窓口なども一緒に広報はできないのでしょうか。

大きな 2 番、被保険者の負担について。

2 年ごとの保険料改定の年であった昨年、制度始まって以来の値上げ幅となる改定が行

われました。昨年2月の定例会では、議案提案に際して、後期高齢者を取り巻く社会情勢を見ると物価上昇が続く一方で、年金収入の実質的な減少など生活実感は厳しさを増しているため、余剰金は全額投入することとしたとの説明がありました。今年度も引き続き物価高騰は続いており、年金はほとんど上がらない中で、昨年よりもさらに厳しい生活状況となっています。そのような中であって2年連続で実質値上げとなる方々があります。伺います。

1番、2025年度、来年、令和7年度に保険料が実質値上げとなる対象者数と割合、平均額と総額についてお示しください。今回の基金からの取り崩しは約19億円と思われませんが、その後の残高はどうなる見込みでしょうか。計画どおりであれば余剰金が令和7年度末でゼロになるとのことでしたが、どのような見込みとなりますか。

2番、昨年8月の定例会では、激変緩和措置を国の財政支援で令和7年度も継続するよう国に求めているとの答弁がありましたが、国はどのような検討を行ったのでしょうか。

3番、令和6年度の補正予算を見ると、療養給付費は約22億円の減額となっています。削減できたということなののでしょうか。令和6年度の給付費総額、1人当たりの給付費の伸びは、当初の想定に対してどうなる見込みかお示しください。

4番、今国会で医療費の窓口負担における高額療養費の限度額引上げが議論され決定したとのことですが、がん患者などの長期療養が必要な方々からは、生活が成り立たない、命の選別につながると悲痛な声が上がっています。この動きについて患者に近い保険者としての御所見を伺います。

5、また年収の壁についての議論も進んでいるようですが、後期高齢者医療保険の会計には、どのような影響が想定されるのでしょうか、お示しください。

大きな3番、保健事業について。

データヘルス計画によると、岡山県の後期高齢者のピークは2030年とのことですが、増え続ける1人当たりの医療費の伸びを抑えるためには、保健事業の充実強化しかないと思いますが、来年度の予算を見ると保健事業費の総額はあまり増えていません。お伺いします。

1番、その中で医療費分析業務については2倍になるなど強化しているように見えます。

来年度の保健事業の特徴についてお示しください。

2番、令和4年度時点では約15%と非常に低い健康診断受診率を上げるために、令和6年度からはみなし健康診断の取組を新たに取り組んでおり、来年度も継続するようですが、成果と課題についてお示しください。

3番、加齢性難聴についてお伺いします。位置づけが弱いままだと感じています。65歳以上の7割が聞こえにくいと感じていても、受診する割合は2割、補聴器などで対応している割合は1割しかないと昨年にもお知らせをいたしました。病気ではなく老化現象と捉えるからかもしれません。しかし、聞こえにくさを放置することは大変危険だそうです。社会活動から疎遠になるだけでなく、音による脳への刺激が減っていくことで認知症やうつ、糖尿病など、健康への影響が大きいとする研究が進んでいるそうです。

岡山市でも今年度から聞こえのチェックシートを作成し、聴力を維持することの大切さの啓発や早めの受診勧奨と補聴器購入の補助制度を行っています。人生100年時代です。県内自治体が連携して聴力維持の取り組みが広がることも県民全体の健康寿命の延伸に寄

与することを期待してお伺いします。聞こえにくさを放置せず、早めの対応がフレイル予防とも直結すると考えますが、改めてこのことについての御所見と、受診勧奨、補聴器の効果、聞こえの相談窓口設置など各市町村に対しても啓発をしていただきたいが、どうでしょうか。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

それでは、答弁を求めます。

はい、事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナ保険証の利用状況等についてのお尋ねでございますが、厚生労働省から情報提供があった最新の数値によりますと、令和6年12月末時点で、被保険者33万20人のうち、利用登録者数は21万8,053人で、マイナ保険証の登録率は66.07%となっております。また、外来レセプト総件数73万4,176件のうち、マイナ保険証を利用し受診した方が延べ23万8,901人で、レセプト件数ベースの利用率は32.54%となっております。登録率は令和6年3月末時点の55.08%と比較し10.99ポイントの増、利用率も令和6年3月末時点の4.04%と比較し28.50ポイントの増となっており、ともに増加傾向にあります。

マイナ保険証につきましては、医療機関窓口においてカードリーダーの読み取り不良等の事例があることは承知しておりますが、後期高齢者医療制度においては、有効な被保険者証を持たない全ての方に資格確認書を発行する暫定的な運用を行っており、このような事例においても資格確認書等で受診することが可能であるため、制度変更に伴う混乱は生じていないと認識しております。

次に、希望者や要配慮者への資格確認書の交付、マイナ保険証の利用登録解除の広報等の御質問にお答えいたします。

後期高齢者の特性等に鑑み、デジタルとアナログの併用期間を確保する観点から、後期高齢者医療制度における令和7年7月末までの間の暫定的な運用として、12月2日以降、新規加入者、券面情報に変更が生じた者及び被保険者証の紛失等に伴い再交付を申請する者について、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付することとなっております。また、障害者、要介護者等、マイナ保険証利用に当たり配慮を必要とする方々においては、申請いただくことで暫定的な運用期間の終了後も、継続して資格確認書が交付されます。

令和7年7月末までに「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証利用者へ送付する際には、「資格情報のお知らせ」と併せて、マイナ保険証利用登録解除の申請窓口等についても、広く周知できるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、当広域連合といたしましては、後期高齢者の多くがITに不慣れであり、アナログからデジタルへの移行には、さらなる時間が必要であると考えられることから、令和7年8月1日以降も暫定的な運用を延長するよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

続きまして、被保険者の負担についての御質問のうち、まず令和7年度から保険料が引き上げになる方々についてでございますが、今回の医療制度改革に伴う激変緩和措置とし

て、令和6年度に限り、年金収入211万円相当以下の方の所得割率を9.76%、一定以上所得のある方の保険料賦課限度額を73万円としているところです。

これらの方々については、令和7年度から保険料が増額となりますが、令和7年2月賦課時点で試算したところ、年金収入211万円相当以下の方で、所得割率が9.76%から10.49%になる方は約5万3,200人で、被保険者全体の15.41%を占め、1人当たり平均で約2,200円、総額で約1億1,530万円の増額が見込まれます。また、保険料賦課限度額が73万円から80万円になる方は3,257人で、全体の0.94%、1人当たり7万円、総額で2億2,799万円の増額が見込まれます。

次に、給付費準備基金の今後の見込みについてですが、後期高齢者医療給付費準備基金につきましては、現在高は58億1,324万9,000円で、令和5年度分の精算による返還金12億6,004万8,000円を除くと、現時点の基金剰余金は45億5,320万1,000円となっております。今議会にお諮りしている令和6年度特別会計2号補正後の給付費準備基金繰入金金は51億7,860万5,000円で、このうち先ほどの令和5年度分の精算による返還金12億6,004万8,000円を除くと、39億1,855万7,000円が令和6年度の保険給付費の不足分に充てられることになります。

同じく今議会にお諮りしている令和7年度当初予算では、給付費準備基金繰入金として18億9,307万4,000円を計上しており、単純に合計しますと令和6年度及び令和7年度の基金剰余金からの繰入総額は58億1,163万1,000円となり、計算上は12億5,843万円の基金不足が生じます。しかしながら、補正予算、当初予算ともに、予算計上に当たっては保険給付費の予算不足が可能な限り生じないように、通常予想される範囲の中で高めの水準で推移することを見込んで計上しておりますので、例年の動向を踏まえたと、不測の事態が生じなければ、令和7年度分までの精算を反映した基金剰余金は、ゼロから数億円程度の範囲に収まるのではないかと考えております。

次に、8月定例会で国の財政支援による激変緩和措置の継続を国に要望していると答弁したことに対する国の検討状況についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、年金収入211万円相当以下の方に対する激変緩和措置について、令和7年度においても継続し、その保険料に当たる部分については国からの財政支援とするよう全国後期高齢者医療広域連合全国協議会を通じて国に要望したところでございます。これに対し国からは、今回の制度改革の趣旨を踏まえれば、公費ではなく負担能力に応じて御負担いただき、高齢世代内の保険料財源による対応とすることが適当と考えているとの回答が示されております。

広域連合といたしましては、国に対して、後期高齢者の生活実態を十分踏まえ、保険料負担が過度なものとならないよう、国による制度設計や財源措置を行うよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望をし続けるとともに、今後とも持続可能な医療制度の運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和6年度の給付費の伸びについてですが、療養給付費を含む医療給付費の令和6年度当初予算額は、令和6・7年度保険料率設定時に見込んだ給付費総額の伸び率4.6%及び1人当たり給付費の伸び率1.2%を反映した額を計上しております。一方、今議会にお諮りしている2号補正予算では、今年度前半の実績を勘案し、給付費総額の伸び率は4.3%、1人当たり給付費の伸び率は0.8%にとどまるとの見通しの下に、予算計上をしてお

ります。

次に、高額療養費の限度額引き上げについてのお尋ねですが、高額療養費制度は家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにするもので、セーフティーネットとして重要な役割を持つものと認識しております。国においても、セーフティーネット機能の維持に配慮しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図る観点から、高額療養費の自己限度額を見直す方針を決定したと伺っております。報道によれば、がん患者団体などの声を受け、長期の医療が必要な患者の負担増を緩やかにするための修正案が示されたとのことでございまして、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、年収の壁問題への対応が後期高齢者医療制度の会計に与える影響についてお答えいたします。

所得控除額が引き上げられますと、現行の保険料率の下では、控除引き上げの対象となる被保険者は保険料負担が軽減されますが、保険者にとっては保険料収入の減少につながる可能性があります。同様に、現行の窓口負担区分の下では、窓口で支払う一部負担金の割合が下がる被保険者の方が増え、保険者の支出する医療給付費の増加につながる可能性があります。これにより後期高齢者医療特別会計は歳入不足・歳出超過に陥ることが懸念されますが、これに対応する給付や負担の在り方や基準につきましては、厚生労働省において検討がなされるものと認識しており、その動向を注視してまいります。

続きまして、保健事業についての御質問のうち、まず医療費分析予算についてお答えいたします。

医療費分析の予算が増額となっておりますが、令和6年度に比べて人件費が高騰していることが原因の一つになっております。また、当広域連合では、第3期データヘルス計画において、全国共通の評価指標に加え、独自の評価指標を定め、分析・評価を行っております。令和7年度は公募型企画競争により委託事業者の選定を行う予定となっております。令和6年度に比べ、より詳細で有効な分析を行うため、単年ではなく、複数年のレセプトデータ及び関連するデータを追加して提供・分析予定のため、データ集計・分析等の費用も増加しております。

効率的・効果的な保健事業を市町村がPDCAサイクルで実施できるよう、市町村がより活用しやすい分析結果の提供を行い、被保険者の医療費の適正化と健康の保持・増進を図ってまいりたいと考えております。

次に、みなし健診についてですが、当広域連合では令和6年度から被保険者同意の下で、医療機関等から診療における検査データを健康診査の結果として情報提供を受ける、みなし健診の取り組みを進めております。令和6年度は2市町が実施中であり、令和7年度からは4市町村で実施予定となっております。また、令和7年度からは情報提供に係る費用への助成に加えて、みなし健診で情報を得た検査結果等の入力に係る委託料や人件費についても助成の対象とするなど、拡充を図ってまいりたいと考えております。

最後に、高齢性難聴についての御質問にお答えいたします。

高齢性難聴の方は、社会参加に困難を感じて外出を控え、閉じ籠もり動かないことで、フレイルに陥りやすい状況にあると考えられます。高齢性難聴への対応については、県内の幾つかの市町村で補聴器購入費の助成を行っており、また助成を行っていない市町村に

おいても、通いの場等で聞こえづらい高齢者の方へ耳元で大きめの声で説明をする等、配慮を行っていたり、相談があれば耳鼻科受診のアドバイスを行うこともあると聞いております。当広域連合といたしましても、後期高齢者の方の健康保持・増進の観点から、各市町村の高齢性難聴への対応状況について、引き続き市町村訪問等で聞き取りを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

7番、田中議員。

○7番（田中 のぞみ君）

丁寧な御答弁をありがとうございます。数点だけ、確認をさせてください。

マイナ保険証ですけれども、8月以降のことでお伺いします。マイナ保険証を登録している人に対しては、資格情報を毎年送るのかどうか確認をさせてほしいです。要配慮者などの方にはマイナ保険証を登録していても資格確認書を希望者には送るという答弁だったと思うのですが、これは特別な事情が、要介護とか、そういう条件がなくても希望することができるのかどうかをお知らせいただけたらと思います。

あと、高額療養費の限度額引き上げが決まりましたということですが、長期医療をされている方は外されるかもしれないですけれども、後期高齢者の方が入退院を繰り返す割合が非常に高いかなと思われま。こういう入院を諦めることにつながるんじゃないか、長期療養をしていなくても。この辺について御所見をお聞かせいただきたいと思います。

あと、年収の壁については、結局、後期高齢の会計に非常にマイナスになって保険料に負荷がかかっていくということは絶対に避けていただきたいということについて、財源論なしに議論が進んでいくことがないように、ここは必ず補填を国の責任でしていただけるよう求めていると思いますので、そこについての御所見。

最後、聞こえの問題について、先ほど医療費分析はデータヘルスでレセプトを基に医療費の分析をされていくということだったのですが、いろいろな疾患と聞こえの問題について関連性があるのではないかということについて、ぜひこの視点も持っていただけないかということについて御所見をお伺いできればと思います。お願いします。

○議長（田口 裕士君）

答弁を求めます。

はい、事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）

何点か御質問をいただきました。

まず、マイナ保険証で8月以降はどうなるのかという中で、登録している方には資格情報のお知らせを毎年出すのかということが1点だったと思います。これは毎年出すようになるかと思ひます。

それから、要配慮者の方ですが、制度としては配慮を要する人には保険証の資格確認書の希望があれば出しますよという制度ですが、実態といたしましては、希望された方をはねるというような実務にはなっていないかとは思ひますので、そこらあたりは十分皆様の御意向を踏まえた配慮になっているはずだと認識しております。

それから、高額療養費につきましては、確かに入退院を繰り返す方もいらっしゃるかと

もと思いますが、後期高齢者の場合は自己負担額が現役並み所得者の方を除きますと比較的低く従前から抑えられているところもございまして、このたびの見直しの中でも引き上げ幅が相対的に低く抑えられておりますので、若年層に比べるとではございますが、一定の配慮がなされているということもございまして、こうした点も考慮に入れて、今回の限度額の引き上げが後期高齢者の方々が医療を受ける支障になっていないかということについては、引き続き注意深く見守っていく必要があるというふうに考えております。

それから、年収の壁の問題につきましては、これは政治の世界になっておりまして、そこで議論が先行しておりますので、そこが決まった後に各所管省庁、私どもの場合には厚生労働省が保険料への跳ね返りをどうするのかを議論して決めていくという話になりますので、なかなか現段階、何も案がない段階で、こうしてくれ、ああしてくれというのは、なかなか一保険者としては物が言いにくいですが、これも非常に重大な関心を持って注視していく必要があるというふうに思っております。

それから最後に、聞こえの問題でございますが、議員さんの問題意識というのは従前からお聞かせいただいているところであり、我々もフレイルとの関係があるのではないかとこのように思うところもあるのですが、前に一度御答弁したかもしれませんが、データヘルス計画とかもつくってやっておりますけども、なかなか私どもはどちらかというと医療費に直結する因果関係がはっきりしたもののところを中心に保健事業を展開しているということもございまして、この補聴器等の部分というのがデータヘルス計画ともなじみにくいところがございまして、私どもでできることとしては、先ほど御答弁したような、市町村の方々と接するときに、そういうところの配慮もされていますかということを確認して、引き続きいきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口 裕士君）

7 番、田中議員。

○7 番（田中 のぞみ君）

マイナ保険証登録をされている方に希望されたら資格確認書を送ることができるということが確実ならば、ぜひ広報を工夫していただきたいな、希望する方は送りますよという広報をしていただきたいなということを御検討いただきたいと 1 点だけお願いします。

○議長（田口 裕士君）

はい、事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）

広報するかどうか、この点については実務担当者ともよく話を聞いた上で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田口 裕士君）

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

日程第 6 議案承第 1 号「専決処分の承認について（岡山県
後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例）」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 6、承第 1 号議案「専決処分の承認について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

それでは、承第 1 号議案について御説明申し上げます。

この「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」は、令和 6 年 12 月 2 日からの被保険者証の廃止に伴って、被保険者証の返還要求に応じないものに対する罰則規定の条文を削除するもので、令和 6 年 8 月 29 日に専決処分したものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

承第 1 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

承第 1 号議案については質疑の通告はございませんので、これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わり、これより承第 1 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、承第 1 号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 7 議案甲第 1 号・議案甲第 2 号

○議長（田口 裕士君）

日程第 7、甲第 1 号議案「令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について」、甲第 2 号議案「令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

それでは、甲第 1 号議案「令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 2 号」は、広域連合の事務経費の増額等のため、461 万 3,000 円を増額し、総額を 12 億 325 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、甲第 2 号議案「令和 6 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号」は、保険給付費見込みの減少による歳出の減額に伴い、国・県からの負担金等の歳入も減額する等のため、12 億 7,997 万 2,000 円を減額し、総額を 3,138 億 1,197 万 1,000 円とするものであります。

詳細につきましては事務局長から説明を行いますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、甲第 1 号議案の補足説明を行います。

令和 6 年度一般会計補正予算書（第 2 号）をごらんください。

まず、歳入ですが、総括表を 2 ページに掲載しております。

内訳につきましては、8 ページ、9 ページの表をごらんください。

一番下の表にありますように、第 5 款繰入金 391 万円余の増額は、特別会計への繰出金の財源として、財政調整基金からの繰入金を増額するものです。

次に、歳出ですが、総括表を 3 ページに掲載しております。

内訳につきましては、10 ページ以降の表で説明させていただきます。

10 ページの下側の表をごらんください。

第 2 款総務費のうち、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費は、114 万円余の増額となっております。これは、13 ページの一番上に記載しております、派遣職員の給与改定に伴う総務課職員等 4 名の職員派遣負担金の増額等によるものでございます。

12 ページ、13 ページの一番下に記載しております、第 3 款民生費 400 万円余の増額は、特別会計の事務経費の不足に充てるため、特別会計繰出金を増額するものです。

以上、甲第 1 号議案の補足説明とさせていただきます。

続いて、甲第 2 号議案の補足説明を行います。

令和 6 年度特別会計補正予算書（第 2 号）をごらんください。

まず、歳入ですが、総括表を 2 ページに掲載しております。

内訳につきましては、8ページ以降の表で説明させていただきます。

8ページ、9ページをごらんください。

第1款市町村支出金11億8,191万円余の減額は、保険料負担金収納見込額の減少に伴うものです。

第2款国庫支出金9億3,882万円余の減額、第3款県支出金3億9,190万円余の減額は、療養給付費等見込額の減少に伴う療養給付費等負担金の減額等によるものです。

10ページをごらんください。

第7款繰入金のうち、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金11億9,388万円余の増額は、給付費等に対する財源見込額の精査に伴うもので、一般会計繰入金400万円余の増額は、特別会計の事務経費の不足に充てるためのものです。

次に、歳出ですが、総括表を3ページに掲載しております。

内訳につきましては、14ページ以降の表で説明させていただきます。

14ページ、15ページをごらんください。

第1款総務費のうち、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,267万円余の増額は、通信利用料の上昇による通信運搬費の増額、標準システム開発遅延に伴う旧システムの電算委託期間の延長による電算委託料、電算機器借上料の増額、並びに給与改定に伴う業務課職員18名の職員派遣負担金の増額等によるものです。

続いて、16ページをごらんください。

第2款保険給付費13億1,230万円余の減額は、療養給付費の見込額が減少していること等によるものです。

以上、甲第2号議案の補足説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第1号議案及び甲第2号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第1号議案及び甲第2号議案について質疑の通告はございませんので、これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第1号議案及び甲第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第1号議案及び甲第2号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 議案甲第 3 号・議案甲第 4 号

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 8、甲第 3 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」、甲第 4 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を一括上程し、議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 3 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、前年度に比べて 5,789 万 4,000 円減額し、10 億 6,222 万 3,000 円とするものであります。

続きまして、甲第 4 号議案「令和 7 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、保険給付費についての被保険者数の増加や 1 人当たりの給付費の増加による影響等を見込み、3,213 億 1,750 万 7,000 円を計上しており、対前年比は 3.4%増で、106 億 5,966 万 2,000 円の増額となっております。

また、一時的に資金不足が生じた場合に対応するため、一時借入金の最高額を 100 億円と定めております。

詳細につきましては事務局長から説明を行いますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

事務局長。

○事務局長（門田 和宏君）〔登壇〕

それでは、甲第 3 号議案の補足説明を行います。

令和 7 年度一般会計予算書をごらんください。

まず、歳入ですが、総括表を 2 ページに掲載しております。

内訳につきましては、8 ページ以降の表で説明させていただきます。

8 ページ、9 ページをごらんください。

歳入の主なものですが、第 1 款分担金及び負担金 10 億円は、後期高齢者人口の比率に応じて、県内各市町村に御負担いただいている事務費負担金です。

続いて、10 ページ、11 ページをごらんください。

第 5 款繰入金 6,111 万円余は、特別会計も含めた事務経費の財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れるものです。

次に、歳出ですが、総括表を 3 ページに掲載しております。

内訳につきましては、12 ページ以降の表で説明させていただきます。

12 ページ、13 ページをごらんください。

第 1 款議会費 125 万円余は、議会運営に要する費用で、議員報酬、費用弁償その他の事務経費です。

第 2 款総務費 1 億 169 万円余のうち、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費は 1 億 146 万円余で、内訳の主なものは 13 ページ記載の会計年度任用職員報酬、15 ページ記載の振込手数料、電算委託料及び電算機器借上料、17 ページ記載の総務課職員等 4 名の職員派遣

負担金、市町村振興センターに係る施設負担金などがございます。

続いて 18 ページ、19 ページをごらんください。

第 3 款民生費 9 億 5,877 万円余は、事務費負担金や財政調整繰入金を財源として、特別会計の事務経費に充てるために繰り出しするものです。

以上、甲第 3 号議案の補足説明とさせていただきます。

続いて、甲第 4 号議案の補足説明を行います。

令和 7 年度特別会計予算書をごらんください。

まず、歳入ですが、総括表を 2 ページに掲載しております。

内訳につきましては、8 ページ以降の表で説明させていただきます。

8 ページ、9 ページをごらんください。

第 1 款市町村支出金 596 億 1,236 万円余のうち、第 2 目保険料等負担金 342 億 9,441 万円余は、市町村で収入する被保険者からの保険料等で、被保険者数の増加を見込み、前年度と比較して 11 億 9,093 万円余の増額となっております。

また、第 3 目療養給付費負担金 253 億 1,795 万円余は、医療給付費の 12 分の 1 に当たる市町村負担額で、負担対象となる医療給付費の増加を見込んだ結果、前年度と比較して 8 億 5,501 万円余の増額となっております。

第 2 款国庫支出金 1,053 億 3,924 万円余のうち、主なものを申し上げます。

第 1 項国庫負担金のうち、第 1 目療養給付費等負担金 759 億 5,386 万円余は、医療給付費の 12 分の 3 に当たる国庫負担金で、医療給付費の増加に伴い、25 億 6,504 万円余の増額となっております。

また、第 2 項国庫補助金のうち、第 1 目調整交付金 268 億 4,301 万円余は、広域連合間の財政不均衡の調整などのための補助金で、11 億 6,742 万円余の増額となっております。

次に、10 ページ、11 ページをごらんください。

第 3 款県支出金 277 億 6,291 万円余のうち、療養給付費等負担金 253 億 1,795 万円余は、医療給付費の 12 分の 1 に当たる県負担金で、医療給付費の増加に伴い、8 億 5,501 万円余の増額となっております。

第 4 款支払基金交付金 1,248 億 1,558 万円余は、現役世代から医療給付費の約 4 割を負担していただくもので、医療給付費の増加に伴い、42 億 1,897 万円余の増額となっております。

次に、12 ページ、13 ページをごらんください。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金 2 億 5,256 万円余は、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費に対する財政負担を軽減するための交付金で、交付対象となる高額医療費の増加に伴い、4,296 万円余の増額となっております。

第 7 款繰入金 28 億 5,184 万円余のうち、第 1 項基金繰入金 18 億 9,307 万円余は、保険給付費の財源として、給付費準備基金から繰り入れるものです。

また、第 2 項一般会計繰入金 9 億 5,877 万円余は、事務経費の財源として繰り入れるものです。

次に、歳出ですが、総括表を 3 ページに掲載しております。

内訳につきましては、18 ページ以降の表で説明させていただきます。

18 ページ、19 ページをごらんください。

第1款総務費10億3,595万円余のうち、一般管理費9億8,336万円余は、医療制度の運営に要する事務経費です。

主な内訳としましては、19ページ記載の郵送料及び通信利用料などの通信運搬費、電算委託料、各種通知書等の作成委託料、21ページ記載の電算機器借上料、業務課職員18名の職員派遣負担金等を計上しております。

引き続き20ページ、21ページをごらんください。

第2款保険給付費3,188億7,243万円余のうち、第1項療養諸費の第1目療養給付費2,958億8,899万円余は、被保険者数の増加や1人当たり給付費の増加による影響を見込んだ結果、95億2,988万円余の増額となっております。

22ページ、23ページをごらんください。

第2項高額療養諸費のうち、第1目高額療養費は186億2,937万円余で、7億397万円余の増額となっております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金2億8,620万円余のほとんどを占める拠出金2億8,605万円余は、レセプト1件当たり400万円を超える医療費に関する共同事業に対して拠出する費用で、過去の伸び率の実績を勘案して見込んだ結果、4,572万円余の増額となっております。

24ページ、25ページをごらんください。

第5款支払基金拠出金2億1,586万円余は、後期高齢者医療制度から出産育児一時金に係る費用の一部を支援するため拠出するものでございます。

第6款保健事業8億4,082万円余のうち、第1目健康診査費5億5,150万円余は、市町村が実施する健康診査事業への助成等であり、第2目高齢者保健事業費2億8,931万円余は、医療費分析業務、服薬相談業務のほか、広域連合から市町村への委託により実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る委託料などでございます。

以上、甲第4号議案の補足説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第3号議案及び甲第4号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第3号議案及び甲第4号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

甲第4号議案につきまして討論の通告がございますので、発言を許可いたします。

7番、田中議員。

○7番（田中 のぞみ君）〔登壇〕

失礼いたします。岡山市の田中です。

甲第4号議案「令和7年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論いたします。

この予算案は先ほど答弁がありました 5.3 万人、15.4%、しかも収入 211 万円以下の方々の被保険者の保険料引き上げが前提となる予算となっており、認めることはできません。先ほどの答弁を聞いていても、非常に厳しい財政状況であるということ、ぎりぎりで運用してくださっていることは実感をいたしました。今期 2 年間で値上げされる 1 人当たりの平均料金 6,091 円の 7.6 割分が若い世代の負担軽減のために高齢者の負担を引き上げるという国の制度改正によるものでした。これがなければ値上げしなくてもよかったのかもしれないという思いは拭えません。

高齢者医療制度の被保険者は、厚労省の実態調査によりますと所得なしが 46%、年金収入の方が 41%です。年間所得でいうと 150 万円以下の方が 80%を占めています。このような苦しい状況にある高齢者に若年世代の負担軽減として高齢者の負担を増やす仕組みや、出産一時金の負担を高齢者にさせていく、この仕組みは、国の社会保障の責任を放棄していると指摘したいと思います。この間、世代間で負担を押しつけ合うような制度改革が繰り返されたと思います。本来、社会保障は応益負担ではなく、所得の再分配として実施されるべきものです。膨らみ続ける社会保障費を削減するために介護や医療の分野で導入されてきた相互支え合いの保険制度ですが、個人の負担は限界です。

「しんぶん赤旗」の調査では、社会保障のためと導入された消費税が始まって 37 年、この間に減税され続けてきた法人税、法人所得税の総額は 605 兆円で、一方消費税増税分 571 兆円を大きく上回っています。何のための消費税だったのでしょうか。その一方で、たまった内部留保は現在 500 兆円を超えています。還元してもらいたいと思います。軍事費は 10 年前からの 2 倍、年 9 兆円に膨れ上がっています。数%でも組み替える余地がないのか、財源がないわけではないと指摘し、あらゆる機会を通じて国に制度改善を求めることを心からお願いして、議員皆さんの賛同を求め、討論といたします。

以上です。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

通告による討論は終わりました。これをもって討論を終わります。

これより甲第 3 号議案及び甲第 4 号議案については分離採決により採決いたします。

まず、甲第 3 号議案は簡易表決により採決いたします。

お諮りいたします。

第 3 号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 3 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、甲第 4 号議案は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

甲第 4 号議案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口 裕士君）

起立多数であります。よって、甲第 4 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9 議案甲第 5 号「岡山県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
の制定について」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 9、甲第 5 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 5 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

本改正は、保険料軽減措置及び保険料の徴収猶予についての改正でございます。

保険料軽減措置は、5 割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を 29 万 5,000 円から 30 万 5,000 円に改め、同様に 2 割軽減の対象世帯の場合は、54 万 5,000 円から 56 万円に改めるものでございます。

保険料の徴収猶予は、認知症などで判断能力が不十分な被保険者が急患として医療機関等を受診した場合に、資力の活用が可能となるまで、最長 1 年以内の期間に限り保険料の徴収を猶予できる旨を新たに規定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 5 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 5 号議案については質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論は終わります。

これより甲第 5 号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

甲第 5 号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 5 号議案は原案のとおり可決することに決定いた

しました。

**日程第 10 議案甲第 6 号「岡山県後期高齢者医療広域連合
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条
例の制定について」**

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 10、甲第 6 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 6 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」御説明申し上げます。

本改正は、人材確保の観点から、会計年度任用職員に対して期末手当を支給する等のため、所要の改正を行うものでございます。

職員の給与に関する条例を一部改正し、期末手当の支給月数を 1.25 月とするとともに、刑法改正に伴い、「期末手当の不支給」及び「支給の一時差止め」に係る規定における「禁錮」を「拘禁刑」に改めることとしております。あわせて、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を一部改正し、会計年度任用職員に対する期末手当を支給するための規定を新設するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 6 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 6 号議案については質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 6 号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

甲第 6 号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 6 号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 11 議案甲第 7 号「第 4 次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 11、甲第 7 号議案「第 4 次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 7 号議案「第 4 次岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画の改定について」御説明申し上げます。

このたびの広域計画の改定は、マイナンバー法等改正法が令和 6 年 12 月 2 日に施行され、従来の被保険者証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したことを踏まえ、同計画中の広域連合及び関係市町村が行う被保険者資格管理に関する事務に係る記載を変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 7 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 7 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 7 号議案について採決いたします。

お諮りいたします。

甲第 7 号議案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 7 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 12 議案甲第 8 号「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 12、甲第 8 号議案「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 8 号議案「岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更について」御説明申し上げます。

これは、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日をもって岡山市町村総合事務組合から和気北部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに、令和 7 年 4 月 1 日付で岡山市町村総合事務組合規約を変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 8 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定しました。

甲第 8 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 8 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 8 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

**日程第 1 3 議案甲第 9 号「岡山県後期高齢者医療広域連合
副広域連合長の選任について」**

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 13、甲第 9 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

はい、広域連合長。

○広域連合長（栗山 康彦君）〔登壇〕

甲第 9 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」御説明申し上げます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項におきまして 2 人を置くこととなっておりますが、現在は 1 人が空席となっております。空席となっております副広域連合長として、玉野市長でいらっしゃいます柴田義朗氏を選任いたしたく提案させていただくものでございます。

御議決のほど、よろしく願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

甲第 9 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

甲第 9 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより甲第 9 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、甲第 9 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

**日程第 1 4 議案乙第 1 号「岡山県後期高齢者医療広域連合
議会の個人情報保護に関する条例の一部を改
正する条例の制定について」**

○議長（田口 裕士君）

次に、日程第 14、乙第 1 号議案「岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、提出者から提案の説明を求めます。

6 番、秋久議員。

○6 番（秋久 憲司君）〔登壇〕

では、「岡山県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を提案させていただいておりますので、説明させていただきます。

このたびの改正は、「デジタル社会形成基本法等の一部改正」及び「刑法等の一部改正」に伴い、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、広域連合議会の個人情報の保護に関する条例で参照しております参照先の条・項がずれている点についての修正と、第 53 条から第 54 条の罰則規定中の「懲役」を「拘禁刑」に改める必要があることから、ここに提案するものでございます。

ぜひとも議員各位の御賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（田口 裕士君）

提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

乙第 1 号議案については、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

乙第 1 号議案について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わります。

討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより乙第 1 号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口 裕士君）

御異議なしと認めます。よって、乙第 1 号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合議会令和 7 年 2 月定例会を閉会いたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

午前 11 時 16 分 閉会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会 令和7年2月定例会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏 名	件 名
1	田 中 のぞみ	1 マイナ保険証について 2 被保険者の負担について 3 保健事業について

討論（反対）発言通告一覧表

議案番号	氏 名	討 論 内 容
甲第4号	田 中 のぞみ	令和7年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期 高齢者医療特別会計予算について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

田 口 裕 士

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

水 嶋 淳 治

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

西 山 宗 弘